

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可 (毎月一日一回發行)

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷六十二第

行發日一月六年三和昭

論叢

租税における强者の專横 法學博士 神戸 正雄

臺灣の小作制度 法學博士 河田 嗣郎

定期船事業に於ける運賃の最低限度 經濟學博士 小島昌太郎

說苑

近江商人の起源 經濟學士 菅野和太郎

助郷と農民の生活 經濟學士 大山敷太郎

雜錄

中央・地方財政に於ける租税配分 經濟學士 中川與之助

英國の産業合理化 經濟學士 大塚 一朗

銀行券の數量制限と正貨準備 經濟學士 楠見 一正

指數の研究 經濟學博士 汐見 三郎

附錄

本誌第二十六卷總目錄

(裝 轉 載)

助郷と農民の生活 (下)

大山 敷太郎

四、助郷課役の時代的變遷と農民の生活

次に私は東海道一二の宿助郷に例をとつて、助郷課役が時代と共に如何に變遷して行つたかといふことを述べて見度いと思ふ。當時農民の社會經濟生活の實狀は果して如何であつたか。しばしば云はるゝが如く『絞れる丈絞りとる主義』であり又『民は不生不死の間に置くを以て妙諦とす』といはるゝのが徳川氏の對農民政策の根本義であつた。農民の生計また見るべきのみ。街道宿驛附近の郷村はその上に猶助郷課役を命せられたのである。すでに擔ふべくあまりに多くの荷物を持つ者に、更に課せられたる重荷が即ち助郷課役であり、このあはれむべき長途の旅人は即ち助郷々村であつた。果然助郷課役は沿道各村の疲弊衰退を來し、農民の愁訴相踵ぎしもの誠に偶然に非ず、助郷騷動といふが如き暴動の勃發亦困窮の極における農民の悲壯なる反抗運動と見ることを得るであらう。

(一) さて元祿七甲戌年幕府は各驛附屬助郷を制定したが、これより先きすでに助郷の名稱あ

1) 助郷農民は三役を免ぜらる。然し乍らこの事は御傳馬課役に對比するときは殆んど言ふに足らず。

りしものである。然し乍ら後年稱して助郷といふものこの時の附屬助郷を以て常規とする。故に本稿論せんとする助郷制度なるものも亦暫らくこの時以後において完備せるものとして之を論じやう。前述の如く幕府は宿譯の疲弊を救はんが爲めに種々の對策を講じたが十分なる效を奏せず、遂に各驛附屬助郷の制度となつたものである。土井敦編纂『五驛便覽』にはこの事を記して曰く

一、宿々助郷割極之事

『先年、定候助郷無之宿入馬ニ而不足之時々は宿近在村々より人馬雇繼送候處通行も多く手支候ニ付宿々願出元録七戌年宿助郷割合相極』云云。

助郷々村も、その創始の當時にありて其の課役も多からず、何れも高百石に付人足二人馬二疋の割合であつた。人或はこの定めを見て、當時にありては農民は農稼の餘暇を以てこれに従ひ、却つてその賃錢を得るを喜び、競つて自ら助郷たらん事を願ひしもの、如くに説く。然れども助郷の本質たるや、農民が自己の都合よき勝手な時に出でてこれを勤め以て賃錢を受けしが如きではない。元來が往來頻繁にして、宿驛定置の人馬を以てしては到底これに應じ難き場合の補充の爲めに設けられしものであるから、論者の如く見るを得ないであらう。況んやすでに述べし如く、參觀交代をはじめとして諸往來の多き時期の、恰も農繁期と一致するにおいておや。要するに助郷なる制度は、その創設の時代よりして既に助郷々村にとりて厄介視されしものではあるまいか。この事は助郷の前身とも云ふべき助馬、或に助家等の如き定めが、厄介視されし事によつて

2) 明曆三年四月令(驛選志考證 175頁)參照

3) 助郷考

も察する事を得るであらう(註)。たゞその厄介視されし程度は未だ大ならざりしものゝ如くである。この事はまた右の元祿七年より僅か十年後に過ぎない寶永元年甲申五月に道中奉行よりの達しの文に『……近年往來の輩、人馬數大分、而荷物長持等には貫目も重く増人馬出し候時助郷の村々よりも加人馬差出宿々并在々迄及困窮由相聞……云々』とあるによつても推し得るであらう。

(註) 大日本帝國驛遞志考證(1)頁ニヨレバ「寛永十年上落及日光兩拜ノタメニ助馬ノ制ヲ定ム」トアリ、「大成令」ニヨルモノナリト。又、「凡諸郷寄馬及比人夫」云云ノ文字アリ。又降ツテ明曆三年四月ニハ「自今頒ク驛馬及比助郷馬ヲ以テ各驛傳に當置し行人不時ノ要求ニ應ズベシ」トノ令アリ。(何上書(1)頁)。又「自宿便覽」ニヨレバ「御油宿常助家一件」ト題シテノ記載ガ延寶辰年八月トシテアリ。中ニ助人馬、常助人足等ノ文字見ユ。又驛馬ニテ不足ノ時農馬ヲ雇使セシ事ハ古クヨリアリ、徳川幕府ニテモ勿論コレヲ命ゼリ、例セバ元和二年十一月ノ令ノ如キコレナリ(令條記)。又萬治元年十二月各驛及比助郷々村ヨリ誓詞ヲ呈セシム、其ノ略ニ曰ク「重擔ヲ以テ助馬ニ駕シ輕荷ヲ以テ驛馬ニ駄スベカラズ、馳天ヲ侵シテ需要ナキ助馬ヲ招集シ空シク之ヲ抑留シテ日没ニ至ラシムベカラズ。助馬ヲ酷使シ或ハ其金錢ヲ借用スベカラズ……」云云(驛遞志考證(1)頁)、ヨツテ見ルニ助郷馬ヲ助馬トモ呼ビタレドモ又助郷ナル名ナキ時ニスデニ助馬トイフ名アリシヲ知ルベシ。

正徳二年辰三月(寶永元年より八年後)にはかの『東海道條目』が出てゐる。今一々これをあげないが或は添人馬、馳走人馬の制限といひ、賃錢不拂の戒飭といひ病弊早くも兆せしを知るに足るものがある。

(二) 右の東海道條目發布より十三年後にあたる享保十年の正月に道中奉行より『東海道宿々御領者御代官私領ハ役人召呼可申渡覺』には『……此度小宮奎之進長谷川庄五郎途吟味候處困窮之

由ニ而御定之人馬持揃不申助郷村々々濫りに人馬割掛候不届に候……」云々と述べて居る。即ち一方においては前掲の如く「近年往來の輩、人馬大分而荷物長持等其目も重く」といふ状態であるかとおもへば、他方には宿驛においてはこゝに示すが如く「困窮之由に而御定之人馬持揃不申」といふ始末であり、助郷村々は「濫りに人馬を割掛け」られるに至つて後日における助郷村々の困窮はこの頃より既にはじまつてゐる。

享保六年道中奉行寛播磨守の上申せる「助郷人馬用法陳述書」には次の如く記されてある。曰く

『助郷人馬を使役するには先づその驛に備ふるところの當御人馬を用ひ盡し其の足らざるを待つて之を定助郷に課し尙足らざる時は大助郷に課す。定助郷の課役は毎百石は馬三十四疋人夫五十六人に止り以上は皆大助郷に課す。

又助郷人馬の募集は公私領の別なく其の石高に應じこれを出さしめ東海道岡崎驛以西大阪に至る諸驛及び中山日光兩道は唯大助郷あつて定助郷なし。故にその定助郷に課すべき人馬といへども皆大助郷に課す。云々。

然るに本陳述書にある定助郷大助郷の區別は、交通愈々頻繁を來せし爲めに、これより後四年をへたる享保十年の十一月に至りて撤廢されて、皆一律に從來の定助郷並に人馬を課徴せられることゝなつた。その時の達しに曰く、「只今迄は定助郷大助郷と人馬差出候得共向後名目相止候間書面之助郷甲乙なく人馬無滞可出之勿論……」云々と。然らばこの改正によつて助郷は何らかの恩恵をうけしやといふに、恐らくは何らの恩恵なかりしものゝみならず却つて助郷制度のために苦しむものをましたるのみであつたであらう。

斯くの如くにしてその根本において無理のある助郷制度も、一方において奢侈の増長あり、交

5) 驛選志考證その他、なほ國史大辭典に正徳二年となせるは誤なりべし

通量は年を追ふて増加するも、幕府の財政は毫もこれに伴ひて順潮に發展せずして宿驛の助成十分なり難く、且つは之に代るべき良策なきため強行せられざるを得なかつた。階級制度の嚴重なりし當時において、支配者の地位にありし武士階級に對して從順猫の如かりし農民も、背に腹はかへられずして既に早く享保度において、或は助郷免除を申請し、或は休年の願書を提出し、又は代郷助願をなしてゐる。寶曆十一年酉三月道中奉行より東海道品川宿より守口宿迄佐屋路其の宿々の助郷村々名主組頭への觸書に曰く。

『助郷村々の觸書』

一、困窮の山中立差村致し助郷免除或は休年願出候村々近年多く之有候得共吟味の上多分、難立願へ付向後右體の儀申立候
其容易には不取上事。

一、先達而吟味の上半季を極め休年申付置候内にも續休年願出候村方有之候得共續休年之儀、別而難成事に付是亦願出候其
容易に不取上事。

右之通り、難立儀を願ひ品品寄見分を乞ふは勿論江戸表へも罷出候得共無益の路用を出し都而村方困窮之基に成候事にて甚
だ心得違之至りに候條此旨申觸置候間可得其意者也

寶曆十一年酉三月』

しかしてこの觸書の末尾に「但し五街道共右同斷之事」と見えてゐる。東海道が交通系における大動脈であつたとは云へ、この但書は正に然るべきであつて、當時において助郷免除の申請、或は休年の願書は、ひとり東海道における助郷よりのみではなかつたのである。寶曆八年四月に道中奉行より中山道關ヶ原より守山までの宿々助郷への申渡し書に次の如き一節を見る。曰く。

6) 古事類苑政治部九十八卷第1239頁所引、「道中秘書四」、
7) 自宿便覽第二十四參照
8) 「五驛便覽第二十」參照

『宿々人馬繼方之儀ハ可成丈宿人馬ニ而繼立不足之分助郷村々ニ可觸當管之處近來宿々ハ助郷村々(余處ニ人馬觸當候義相聞助郷村々難儀之段毎度及出訴に及び免除又は休年之願出村々數多有之候……云云

宿方が困窮の故を以て御定の人馬不持捕助郷村々を濫りに割掛けて、道中奉行より叱正をうけしことは既に享保十年その例を見ることは前述の如くである。然したゞ叱り置けば宿困窮立直るべきものでないので、幕府はこれに馬買代金を給し、飼料金を與へ、人足扶助金を分つ等の種々の助成を講じたのである(前述)。享保十年正月東海道宿々より道中奉行に提出の一札には厚くこの仕置を感謝したる上次の如くのべてある。曰く、

『然る上は右不足人馬向後持立來る二月迄に百人百疋急度持捕宿役相勤可申候。然共急者平生人馬難持觸置候儀も可有之候條三ヶ年之間參觀交代無之節ハ八十人八十疋程に致置候儀ハ勝手次第に候。春三ヶ月秋三ヶ月參觀交代ニ而往來多き時は病人病馬を除き百人百疋の御定人馬觸置可相勤候。右三ヶ年過ぎ候はば平生共に百人百疋の人馬急度持捕可申候。云云。』

(三) 天明四年に東海道二川宿助郷間に人馬勤方に就ての紛議あり。『天明四年辰五月二川宿助郷人馬方定書』は、この間の消息を傳ふるものであるが、これによれば助郷方の言ひ分は、要するに宿方より格別除計の人馬を觸當るにより助郷も不參勝になるといふのであるが、宿方においてはまだ『近來助郷村々人馬出し方觸通より不足』するが故に、宿方にても入用人馬數よりも餘慶に觸當る様になる。しかし人馬なくては御通行の妨げとなるといふのである。双方の言ひ分は共に因となり果となつてゐるものであること勿論であるが、かゝる紛議を生ずるに至る根本原因は、矢張り當時における交通の發達と、これに對する驛傳制度の不備にある事は見易きところで

ある。参考の爲めに「天明四年辰五月二川宿助郷人馬方定法書」を掲ぐ。

『二川宿助郷人馬方定法書』

御尋ねに付口上之儀、

此度二川宿助郷人馬勘方割觸通り不參に付御問屋中赤坂御役所迄御届に御越候由右之趣貴殿御差留御内濟被成下候思召ニ而助郷村々存寄も有之不參候哉無遠慮爲申間候様被仰間候ニ付左之通り申上候。

當年之儀格別之困窮其上〇病流行旁々以御役不參仕候。

一、御通行御先觸入馬より宿方御割合格別餘慶之人馬御觸當故助郷も不參勝に罷成候間此末御割觸御先觸入馬高何程内宿人馬何程引殘人馬何程助郷割と御記し御問屋中御承知之上御貸判にて御廻狀御出可被下候。

一、村々小前より下人足出候共老少之者ハ御返可被下候。勿論宿方廻狀持宿人足ニ而持出添人足繼役御停止御願申候。

一、問屋會所是迄大岩二川兩會所ニ而助郷雜儀御摩候何レ茂一ヶ所ニ而打通人馬相勘申度奉存候。

一、雇人足并人馬共ニ繼役御停止御願申候。小前より賃錢持參候共御返し候様任り度候。

一、宿人馬之儀御定之通百疋百人御立置詰御家中少々御通行之節右人馬ニ而御繼立可被下候。

勿論隣宿御開合隣宿助郷呼入不申節者御觸當被下間敷候。

一、御拂賃錢之儀其度々荷物打付ニ御拂可被下候。

一、御荷物之儀取かちに仕候様に御頼申候。

一、人馬平均勘定之儀毎年七月上旬十一月上旬兩度宛宿助郷共ニ勘定御頼申上候。勿論助郷村々立會之上明白に相分儀様仕度候。

右者此度助郷村々存寄茂有之哉否御尋ねに付以書付御返答仕候御開濟可被下候。以上。

辰五月

吉田方村庄屋 傳四郎

(其他姓名略す)

赤坂宿御間屋彌一右衛門殿

右によりてこの時の助郷方の要求は明らかであるが解決の條件は如何。後に説明するところとの對照の便宜上、煩を厭はず次にこれを掲ぐ。即ち曰く。

『爲取替證文之事』。

此度二川宿助郷村々人馬出し方觸通より不足有之區々に相成候に付宿方よりも右に準じ入用人馬員數よりは餘處に相觸不申候て、御通行御差支に相成候に付格餘處相觸候處彌一不足相増し甚だ取メリ不宜、宿場御用御差支に相成候につき無據右之趣御支配御役所へ御届仕度赤坂宿迄罷越候處右間屋彌一右衛門右之趣承之宿助郷之義御役所に御届等御歴候節双方御吟味中雜用等茂相掛り候義につき助郷村々掛合可相成事に茂候はば内々相片付候様仕り度掛合有之候處宿助郷共に存寄申分等無之一體困窮之時節に付追々出不足仕候義に付此上宿方取締宜敷相成候はば急度可相勸眞承知に付右取締取斗方左に相極候

一、助郷人馬觸當候節へ上下御通行様子聴と聞合入用丈相觸餘處觸當中間敷候。此度觸狀申形共改觀無之様可致候。尤も助郷村々に茂觸當員數制限等無相違急度差出可申候。

一、村々出入足老少之者差出中間敷候。萬一心得違に而差出候共着到に御付被成間敷候。

一、人馬觸持之義宿人足に而爲持可申候。村々に案内人等取中間敷候。若し心得違にて相頼候共村方より差出中間敷候。

一、間屋役所是迄二川大岩前會所へ相分り半月宛勤來候得共此度取極之上は以來一ヶ所に而相勤可申候。役所之義へ普請出來候迄之場所に而相勤追々普請出來次第相改可申候。

一、宿勤人足立方之義、人足百人相立内五十人、助郷呼入候節者助郷人足同様に相勤五十人は助郷人足并宿人足五十人遣拂候迄兩人足に残置臨時御通行又は御用人足に残置候。尤も右間人足之義時々見合を以相減可申候。

一、御拂賃錢之儀其度々荷物持人馬へ直渡致可申候。尤も御用御通行御役人方御通行之節賃錢御拂分兼候分ハ惣割に致し立會之上急度御勤定相立右賃錢請取候者より小前銘々無相違相渡可申候。

一、宿馬之義ハ宿馬五十疋の積り相勤可申候。尤もその時々見合を以て鬮馬用意に可致候。且宿方立直候節ハ馬之義は追々持立可申候。

一、助郷入馬共に着到順に遣ひ可申候。尤も其中格別重荷有之弱馬に相當候節見合を以て差略可致候。此義宿助郷共ニ立會之上不同無之様可致候。

一、入馬平均之義毎年七月十一月兩度宿助郷共ニ立會明白ニ相分り候様に可致候。

一、雇入馬共ニ繼役之義以來相止可申候。萬一火急之節繼役致候共繼札一向差出申間敷候。其度々觸繼ニ而引去可申候。

一、助郷村々入馬無之節觸當候節若し雇入馬仕候節は随分吟味之上宿方へ掛合相頼立會之上直段相極候上相對に致し代錢直渡に致し宿助郷共後鬮事無之様可致候。

一、是迄差出候繼札此度取極めに付村々小前不殘取集め問屋中兩人へ預置申候。然る上は札廻割合を以て追々御繼可被成候。此上小前より持參致し候共着到に御記被成間敷候。

右之趣今度取極候上ハ宿方随分出精之上助郷入馬相減候様ニ可致候間助郷村に於ても不足無之様相勤可申候。惣而此上宿助郷相談之上相互實無之様ニ可致候。都而御通行御用ニ付助郷會合候節ハ村々庄屋參會可致候。名代等にては不相分義も有之候間以來銘々立會可申候。御通行間違等にて入馬餘り候節其時々相改可申候。延引相取成候間ハ不相分義も有之候間其時々相改可申候。爲後日爲取替證文仍而如件。

二川宿問屋 權左衛門

(以下姓名略す)

以上。

以上掲げしところに依りて當時の助郷の要求を知り、且つ如何なる程度にてこれが納れられしかを見ることが出来る。今兩者を相對照するに、條項の多くは貫徹されてゐる如くであるが、遺憾乍らその最も重大なるものに於て助郷の要求は無視せられてゐるのである。即ち宿驛常置人馬

百人百疋といふことは前々よりの定であり、これが勵行を要求したるにかゝはらず、それは見事に拒絶されてゐるのである（第五項及第七項）。即ちこゝで寶曆年間の道中奉行よりの達しと云ひ、この天明四年の定法書の示すところといひ、これらを見る事によつて前掲享保十年東海道宿々提出の一札の趣旨が果して實行されしや否やを疑ふのである。よし實行されたりとするも、その期間たるや極めて短かかりしものとおもはるる。此等は旁々以て助郷の困苦を察知せしむるに足るのである。

(四) 次に注意すべきは常置人馬百人百疋といつても（東海道について云ふ。中山道は五十人五十疋、その他二十五人二十五疋）前述の如くにそのうちに圍人馬と稱せらるものがあつて、臨時御通行之爲めの用意として圍ひ置くものありし事である。享保十年東海道宿々より道中奉行へ提出の一札にも『宿人馬之内日々五疋五人宛圍置可申候』云云との一項がある。安永四年未七月二十八日附『東海道品川宿助郷惣代より道中奉行に提出の一札』によれば、寶曆八寅年吟味の上、品川宿に限らず都而東海道宿々、先觸なき不時往來のために、宿人馬百人百疋の内三十人二十疋を圍置き、そのうち五人五疋は急度圍置きて、その余を出しつくしたる後において、助郷の觸當つべき旨を定められたものである。即ち圍人馬五人五疋とすれば、いはゞ宿常置人馬は九十五人九十五疋といふわけである。然るを品川宿はじめ東海道の宿々心得違ひ（或は故意にか）を以て三十人二十疋を勝手次第に圍置き、即ち七十八人八十疋宿人馬を用ひて、他はこれを助郷に觸當ててゐる由當局の耳にふれて訓戒をうけてゐる。然し乍ら宿方における人馬不足は依然として改らざり

しもの如く(——そしてこの事が助郷重課の結果となることは附言を要しないであらう。——)寛政元年道中奉行より東海道宿々立人馬の儀について宿助郷へ達しが出てゐる。¹⁰⁾それによれば『立人馬過半宿方不足』之旨風聞あれど實にけしからぬ由戒飭してゐる。(なほ『岡崎宿大津宿之儀は宿役人も出精致し候故哉人馬共に澤山に立置候由去る未年「天明七年」御褒美被下候。趣意も相立尤之事に候』とのべてゐる。)そして又目下増駄賃の年季中であるが来る卯年(寛政五年)年季明に至れば差止可有之、中山道も年季中なれど東海道は川支之難儀もある故、往還の旅人多分に中山道に廻るが如くんば彌々東海道の衰微となるべし、故に右年季中に出精して『一疋一人の不足無之様人馬持立候様可致候』云云といつてゐる。しかし乍らこの戒飭も何らの效力なかりし事は、翌寛政二年既に助郷に人馬之觸當多く、助郷難澁困窮之爲め宿役人と對談に及んでゐる事實によつて知らるる。御定之人馬立方を日々となして過不足取遣りの事に規定せしも其年宿人馬過半不足せしたため、助郷過勤請取るべき賃錢は五十三兩にのぼつたけれども、宿方よりはこれを拂はず延引に延引を重ね、この間度々の交渉ありしもその支拂は文政十一年に至つてはじめてなされてゐる。これやがて文政十一年における宿助郷出入一件の原因の一となつてゐるものである。この期間實に三十八年の永きに及ぶ。文政十一年十一月『濟口手形之事』全文參考の爲掲ぐ。

濟口手形之事

一金六十兩也 此度宿方より差出助郷方請取分

右へ去る寛政年中宿方より助郷に御定可致金五十三兩有之宿内困窮之山中立年々證文書替猶餘致置候分際限も無之殊ニ助郷

10) 古事類苑政治部 98. S. 1286. 以下

村々困窮にも有之右濟方並ニ御改正以來諸家様御履錢貸宿助郷勸方に應じ年々割合有之去々分宿方より助郷に渡後れ并ニ當年分共請取方掛合中被是差組居候處扱方立入双方熟談之上書而之金子宿方より差出助郷方に體に請取聊茂紙中分皆濟仕候上ハ厚忝存候。

有一件ニ付重而故障決して無御座候。爲後日助郷惣代宿役人一同連印濟口一札差出申候處仍而如件。

文政十一年子十一月

二川宿助郷三十三ヶ村惣代

高足村 徳三郎

野依村 彌左衛門

向草間村 六郎左衛門

吉川村 左門治

牟呂村 彦十

(二川宿)問屋 善藏

〃 七郎兵衛

年寄 久八

〃 利兵衛

又七殿

庄七郎殿

多武六殿

以上

しかし次の寛政三年も「猶又觸當多く」連年皆然り。助郷方より宿方へ掛合ふとも「人馬無之由

のみ申立」てて一向に取合はぬ。茲においてか遂に寛政六年には出府之上訴訟沙汰に及んでゐる。然し乍ら將に對決に至らんとして宿方より内濟を乞ひ、爲めに双方再び出府内濟願の證文を道中奉行に提出してゐる。この時の助郷方よりの申立の要旨は、近年凶年續きの助郷は困窮之處通行御差支を慮り御用を勤めてゐるが、宿人馬は年々不足して助郷へ觸當てゝゐる。かくては助郷到底立ゆかぬから宿方へ掛合ふとも一向對手とならぬ。どうか宿方へ然るべくおさとしを乞ふといふのである。しかしてその内濟證書を見るに、『宿方繼立七十人七十疋以來之儀繼立可申』とあつて一應助郷の主張は通つてゐる。そしてこれ迄は前掲亨保六年道中奉行よりの『助郷人馬用法陳述書』に『定助郷の課役は每百石は馬三十四疋人夫五十六人に止り以上は皆大助郷に課す』とあり(しかしてこの定助郷大助郷の區別は既にのべし如く亨保十年に廢止せられてゐる)。又亨保十年正月東海道助郷村々より道中奉行宛一札中に『御大名様方御通行之節は宿人馬にて不足之分は問屋方より割觸候通無滯人馬差出急度相勤可申候』云云と見ゆる如くに、即ち『以上は皆』又『宿人馬にて不足之分は』必要とされるだけ無制限に助郷觸當られしものであつた。(但し元祿七年各驛附屬助郷制定の時には上掲の如くに高百石につき二人二疋の定であつたが自然の必要からいつの間にかこの制破れしものと見ゆる。)そして助郷も享保十年の誓詞の如きを提出するところより見て、困窮乍らも猶どうにかこれで行つてゆけたものである。然し乍ら一方において交通量は次第に増加してゆくのに、かゝる無制限觸當がどうして默認さるべきものぞ。果然この寛政六年の内濟證書に於て改めて歩合勤とし、高百石につき人足百四十二人馬三十八疋と定めた。こ

れは前掲『助郷人馬用法陳述書』における數字とくらぶれば、馬においては僅かの増加であるが人足においては約二倍半となつてゐる。然し助郷はなほこの方を歓迎したのである。

然し歩合勤とはなつたが、なほ琉球人朝鮮人御三家様御道行之節』は助郷は歩外勤を觸當てることとなつてゐる。しかも又本訴訟提起の理由の一たる寛政二年の過勤賃錢として助郷が請取るべき金子五十三兩の請渡しはなされてゐない。これが實行ありしは實に三十餘年後なること既に一言せし如くである。茲に參考の爲めに寛政六年における訴訟願書を掲ぐ

『寛政六年寅十一月公訴目安下

乍恐以書付御訴訟奉申上候

東海道二川宿助郷

松平伊豆守領分

三州漏美郡高足村外三十二ヶ村惣代兼

草間村 年寄 孫兵衛

訴訟人 小濱村 金三郎

辛呂村 彦十

宿人馬

出入

不相立

辻甚太郎様御代官所

同州同郡二川宿

問屋 平兵衛
彌次右衛門
相手

年寄 磯次郎
善藏

右數代草間村年寄孫兵衛小濱村年寄、三郎半呂村年寄、彦十奉申上候。右村々之儀享保年中右宿に助郷被仰付相勤來候處五ヶ年以前より凶作打續き困窮仕候處就中去年より打續候大變古來より無之大風雨高沙にて右三十三ヶ村之内……(中略)……三十三ヶ村之儀高五千石餘荒地ニ罷成右助郷被仰付候節より人馬過半相減じ困窮至極仕候。付領主が手當有之候得共是以領主納高五分通り之引方、而手當行届不申難儀至極仕候。然る處二川宿之儀ハ去戌年宿々御調御役人石川勘太夫様來倉幸吉様被遊御越御糺之上宿人馬七十人相立可申旨被仰渡助郷人馬之儀ハ分合勤ニ而可相立處其年より宿人馬不足致し無據私共村々相勤御通行無御差支相濟申候間依之宿役人に披掛合候處右宿人馬不足之分助郷、而相勤候上ハ右人馬不足分一ヶ年賃錢に積り金五十三兩助郷村々相渡段申之規ハ證支爲取替置候處命子相渡不申夫より引續宿人馬年々不足ニ而其時助郷に觸當候得共御通行御差支ニ相成候段奉恐人は迄不得止事相勤來候得共行々宿人馬無御懸候てハ前書奉申上候通り困窮之村々難取續難儀至極仕候。此段再應宿役人に掛合候得共貧宿故人馬無之由を申立取敢不申難儀至極仕候。無是非此度御訴訟奉申上候。何卒御慈悲を以相手方名前之者共被爲召出御吟味之上宿人馬御定之通り相立候様被仰付申置候はば此上助郷可成取續可申與難有仕合奉存候。

寛政六寅年十一月

以上

二川宿助郷松平伊豆守領分

三州渥美郡高足村外十六ヶ村

同國八名郡飯村外十五ヶ村

安部兼津守領分加茂村

右三十三ヶ村惣代兼

草間村 庄屋 孫兵衛^印

小濱村 〃 金三郎^印

牟呂村 〃 彦十郎^印

道中御奉行所様。

X X X X X X X

なほ右ニ付ての内済證文は次の如くてある。

『相手方に目安相付双方出府之上内済願證文』

東海道二川宿助郷三州渥美郡高足村外三十三ヶ村惣代草間村孫兵衛牟呂村彦十小濱村金三郎方同郡二川宿間庄平兵衛外三人を相手取宿人馬不相立出入去ル十一月廿中黨御奉行所に奉出訴同十一月二十九日御指日御高判頂罷仕リ双方罷入候處内済仕度御日延奉願上母應〇合之上熟談内済仕候趣旨左ニ奉申上候。

一、訴訟方申立候宿方繼立七十疋七十人以來之儀ハ繼立可申管且是迄助郷歩外身觸當候助郷勤方之儀ハ双方篤々對談之上歩外觸當之儀ハ相止め高百石ニ付人足百四十二人人馬三十八疋ニ相定助郷にて、右對談規定之通り無違背相勤可申旨ハ勿論琉球人朝鮮人御三家様再御通行之節は助郷ハ歩外勤觸當可申旨然る上者双方聊も無申分和融致熟談内済仕リ歸ニ御威光与難有仕合奉存候。然ル上者右一件ニ付重而御願々間鋪儀申間敷候爲後日濟口證文差上申候處如件。

寛政六年寅十一月

東海道二川宿助郷

三州渥美郡高足村三十二ヶ村惣代

松平伊豆守領分 牟呂村 彦十郎

草間村 孫兵衛[㊦]

辻甚太郎御代官所東海道二川宿

問屋 平兵衛[㊦]

年寄 平左衛門[㊦]

道中御奉行所様。

右の如き内濟規定を設けたるにもかゝらず越へて寛政八年（即ち二年の後——或は寛政九年とも見ゆ）に至つて宿方に於ては早くも御繼立難賄趣を赤坂御役所（代官所）へ願ひ出でた。そこで役人田口藤藏二川宿に赴きて調査の結果、助郷に對して餘時歩外人馬（或、増歩合とも見ゆ）を依頼した。助郷は勿論困窮之故を以て勤め難き旨を陳述したが及ばず、遂に無據歩外として十ヶ年之内人足二千五百人馬三百疋を差出すことを承知しなければならなかつた。即ち次の如き證文がそれを示してゐる。

『寛政九己年辻甚太郎様御元メ田口藤藏様二川宿に御趣被遊宿方困窮故増歩合之儀御頼被成候ニ付助郷村々宿方に罷出助郷
辻甚困窮之儀ニ候へば増歩合之儀難出來趣申上候得共途而御頼被仰付候故十ヶ年之内人足二千五百人馬三百疋差出す筈に申
上則證文差上候也』

即ち助郷が多額の費用と時間とを費し、わざわざ出府訴訟し（宿方の懇請により内濟）て得たる新規定も、適用僅々二三年にして早くも宿方のために破らるるところとなりしものである。因みにかゝる出訴費用の輕少なからざるは、當時の交通状態及び官僚的繁文縟禮の風などより推し得らるゝが、右助郷が文政天保年間における出訴費用は『御傳馬書留帳 羽田村』によるに次の如く

である¹¹⁾。

一、金四十兩二朱。

先ノ出府四人衆中六十一日之雜用進物共。

一、金三十八兩一分二朱百五十八文。

後ノ出府五人衆中七十一日之雜用。

勿論いふまでもないことではあるが、吾人は單にこの數字のみを漫然と見てはならぬ。舊記によるに當時の米相場十兩^二付二十二^一俵三分(天保二年)おなじく二十^二俵三分(天保三年)といふ時代において、これだけの費は誠に輕からぬ犠牲であるといはなくてはならぬ。假に十兩につき二十俵の相場とするも、ざつと米百五十六俵分の費である。

然るに問題はこゝに止つてゐないのである。以上の如き經濟的犠牲を拂つて得たる内濟規定が二三年を出すして空しかりしのみでなく、其後において宿方は右之人足二千五百人馬三百疋を私に歩合に取入れて『餘時御通行之儀を別段歩外に觸當^るに至つた。勿論助郷においても度々交渉してその非違を難するところありしものではあるが、宿方はたゞ『御通行御差支之由已申』してゐたので無據助郷は人馬を差出し來つたものである¹²⁾。

以上私は寛政八年以後においても助郷は無據人馬を觸當の通りに差出し來つた事をのべた。かかる状態は果して何時まで續いたであらうか。寛政八年より二十有七年を経たる文政七年に於ても、宿助郷間は相不變舊態を繰り返してゐる。否その間の事情は一層惡化して來てゐる。即ち文

11) 天保十三年「助郷入馬立辻諸入用仕譯帳」記載によれば「一金四十八兩、助郷願に付惣代のもの出費入用」と見ゆ、勿論これは天保年間の「御傳馬書留帳」のときの組合とはことなる時の入用ならん。

12) 二川宿助郷三十三ヶ村筆記

政七年宿方にては「御通行多きに付宿方立行難し」として助郷に對して歩外人馬を出さしめてゐる。助郷とても固より困窮の際ではあるが「御通行御差支恐入」（實は「御通行御差支」はどうでもいいのであるが、當局の權勢に屈してのことたるやいふをまたないであらう）申（文政七年）酉（文政八年）の分は不明なるも戌（文政九年）の分は人足三千十二人、馬九百五十八疋の歩外人馬を出してゐる。即ちこれを寛政八年（或は九年とも云ふ）向ふ十ヶ年の規約にて定れる歩外人足二千五百人馬三百疋と比する時には人足に於て五百十二人馬においては實に三倍二分の六百五十八疋を増加してゐる。しかもこれが正規として定められし高百石につき人足百四十二人馬三十八疋以外の人馬たる事を想起することを怠つてはならないとおもふ。

しかも助郷の歩外勤高増加の大勢は底止するところをしらず、翌文政十年に至つては「助郷村々々觸當多く」「村々必至と困窮相募り難立行」に至つたので、宿役人々申談したところ、宿方にては依然として御繼立御差支之儀とのみにて如何ともなし難く、同年の助郷人馬課徴數は歩合勤の規定による毎百石につき人足百四十二人馬三十八疋の外、歩外として人足二千八人馬三百十五疋を算し、其外「餘時御通行」のための人足實に八千三百二十四人馬千五百一十一疋に及んでゐる。これを合すれば人足一萬三百二十四人馬千四百六十六疋といふ數が歩合勤としての規定數以外に課徴されし事となる。前記二川宿助郷三十三ヶ村の惣御傳馬勤高はこの時においては一萬三千六百九十二石であるから、歩合勤の高はこれにより計算すれば人足一萬九千四百四十二人餘馬五千二百二疋餘となるが「歩外」といひ「餘時御通行」のためといふ共に皆この以外なのである。彼此相

對照すれば歩合勤ですら助郷はしばしば『困窮に及』んでいたのであるから、事ここへに及んでは『此様之儀助郷甚だ難澁』であり『村々必至と困窮相募り』しは敢て想像に難からざるところである。

翌年即文政十一年には『御番衆様方上下共、東海道御通行』之事なきが故に『歩外』及び『餘時御通行』之爲めの人馬は減すべく助郷は豫期してゐたが、歩外人足二千人馬三百二十五疋、及び『御公家様并御大名様方餘時』之爲の人足五千四百八十六人馬二千六疋に及び同様困窮の裡にその年をおくらざるを得なかつた。勿論年によつて異同はあるが、後にも掲ぐるが如くこの頃においては既におよそ一年平均二萬五千人の人足と六千疋の馬とが二川宿助郷々村より課徴せられたのであるが、この人馬數が農業といふ最も勞力を必要とし且つ多忙なる又當時の社會組織上大切な生産階級たる人々の間から、それも僅か一宿附近の村々より課徴せられたのであるから、これが農民の生活に如何なる影響を與へたりしやは自ら明らかなるところであらう。

さてこの年即文政十一年に二川宿助郷は人馬勤方について又復宿方と出入に及んでゐる。この時は扱人辨坂宿問屋那須田又七郎、吉田宿問屋鈴木庄七郎、新井宿問屋多武六等の仲裁によりて内濟をしてゐる。そして宿助郷人馬繼立方に就ても種々に規定してゐる。又歩合高も寛政六年のそれを改正してゐる。曰く。

『一、規定書之事

來々丑年(註、文政十二年)が助郷歩合萬百石ニ付人足百六十人二分五厘、馬四十疋一分九厘

右を寛政六年における歩合高に比すれば高百石に付十八人二分五厘、二疋一分九厘の増加である。なほこれを惣御傳馬勤高について見るに、人足二千四百九十八人七分強馬二百九十九疋の増加である。右は歩合による増加であるがこの外に歩外として勤むべきものは「上様御宣下、御三家様再御通行、御宮様方、勅使御三卿外御公家衆御名代様京都所司代様大阪御城代様御城番様京大阪町御奉行様、禁裏付諸家様御國替琉球人朝鮮人」等の通行の際である。この改定は助郷より訴訟を提起し、宿方はこれもみけしに努力して内濟となせし結果であるが、これが果して助郷方に納得されしやは大なる疑問である。新規定において歩合としては上述の如く二千四百九十八人三百疋の増加であり、歩外として勤むべきものの種類について見ればさきに『歩外』又は『餘時御通行』たりしものを含むが如くであるから、この改正は實際上の効果は甚だ乏しいといはなくてはならぬ。殊に吾人が注目すべきはこれら歩外のものゝ常時の通行に多くの人馬を費せしものたる事である。故に歩合といふことが一應認められても、それはたゞそれだけに止る。實はこの歩外といふのが曲者で厄介なものであつたのである。

(五) 次に私は東海道二川宿助郷における人馬課徴數について二三の例を掲げることとする。

(イ) 自文政四年至天保元年十ヶ年平均¹³⁾

人足 馬

五九五九七、八 二七七七一

疋

但宿助郷勤高十ヶ年平均

13) 『人馬御糺=付申上候口上之覺』

内課

三〇三、八^人 二五〇〇……宿方勤^正

二六七〇 三〇二……助郷勤

外二

三五四 三五……助郷呼入御通行送不用人馬

三九六元 三六六……助郷全負擔

(ろ) 自天保二年至天保六年人馬課徴數⁴⁾

計	年	天保二年		三年		四年		五年		六年			
		馬	人足	馬	人足	馬	人足	馬	人足	馬	人足		
計	年	(A) 立 辻											
		(B) 宿 勤											
		(C) 助郷勤											
		(D) 不用人馬											
		(C) 助郷負擔											
				二四七五	五〇元七、三人	二四七五	正	二四七五	正	二四九〇	五三〇九、九	二四九〇	五三〇九、九
				二四七五	五二八、七	二四七五	正	二四七五	正	二四九〇	五三〇九、九	二四九〇	五三〇九、九
				二四七五	五二八、七	二四七五	正	二四七五	正	二四九〇	五三〇九、九	二四九〇	五三〇九、九
				二四七五	五二八、七	二四七五	正	二四七五	正	二四九〇	五三〇九、九	二四九〇	五三〇九、九
				二四七五	五二八、七	二四七五	正	二四七五	正	二四九〇	五三〇九、九	二四九〇	五三〇九、九
				二四七五	五二八、七	二四七五	正	二四七五	正	二四九〇	五三〇九、九	二四九〇	五三〇九、九
				二四七五	五二八、七	二四七五	正	二四七五	正	二四九〇	五三〇九、九	二四九〇	五三〇九、九

(は) 自天保八年至天保十二年¹⁵⁾

年	人足	馬	(A) 立辻	(B) 宿勤	(C) 助郷勤	(D) 不用流	(E) 助郷呼入高
天保八年	30,611	2,903	3,768	3,343	3,334	3,334	36,617
ク九年	30,347	2,855	3,543	3,295	3,144	3,295	36,617
ク十年	29,477	2,733	3,394	3,191	3,071	3,191	36,617
ク十一年	28,511	2,631	3,261	3,068	2,979	3,068	36,617
ク十二年	27,693	2,535	3,138	2,948	2,851	2,948	36,617

以上三種二十年に亘る調査の外不幸にして人馬課徴数の表を見ることを得ず遺憾の次第であるが幾多の事情より推察するに、助郷勤高はなほ逐年増加の大勢を續けたりしものの如くである。然し乍ら如何に農民が唯々諸々の被支配階級であるとは云へ、この勤高の増加には自ら一つの限度の存すること今更いふをまたざるところである。天保の末年より以後明治維新に至る凡そ二十五年間、この期間は徳川幕府の中央集権的封建社會の基礎が諸種の事情よりして益々危殆に瀕せんとし、對外關係の複雑化、朝幕間の緊張等によりていよいよ江戸京師間の交通も繁く、この四半世紀における助郷々村のうけし困苦は蓋し想像にあまりあるところである。この間における

15) 「同仕分帳」

頻々たる農民の愁訴運動、更には又はいはゆる助郷騒動の勃發等はこの事情をよく物語つてゐるのである。

(六) 天保二年東海道二川宿助郷は向ふ二十ヶ年間の代助郷願を提出してゐる。幕府と雖も、もとより助郷の窮状を知らざるものではなかつたが、かくの如き願は勿論取り上げられる筈はない。忽ち却下せられてゐる。今右の代助郷願書を見るに連々の天災にて「元來困窮之助郷」が非常な窮地におちいれる趣をのべてゐる。即ち「文化五辰年八月大風雨高汐満水津波にて夫食農具等迄不殘流失」「助郷之内居宅二百余軒倒潰」……「文政五年午年同十一年子年引繼き古來稀成満水にて山崩川欠け」……「潰退轉の者追々出來」……「飢餓にも及ぶべき體にて漸く一名を繋ぐ者共不少」……「助郷二十五ヶ村之内高五千九百石荒地相成田畑作付難相成候」付日雇稼等致し家族を養ひ罷在候「付實に御傳馬御用難相勤候」付……云云。

天保四年二月再び出府代助郷願をなしてゐる。この時には幕府より宿柄は勿論助郷並に指村等も相糺すどころあつて、増助郷四ヶ村（増助郷高八百八石）向ふ七ヶ年間命せらるることとなつた。この時の願書中より摘記すれば次の如くである。曰く。

「辰年（天保三年なり）累年凶作打續處春中雨降り續き麥作は根腐立枯田方儀植付時節より照續き養水一滴も無之旱魃仕り猶實法之頃風雨烈しく沙雨續き一切實法不申御支配并に領主役場内中立御見分を乞ひ夫々多分之引方被申付候得共夫食に差支有之折柄去冬疏疎人往還大御通行有之必至と差支」(一)他借金(二)家財賣拂(三)農具質入等の手段にて金子を調べ病人馬并不足人馬之分多分の

賃錢を差出して雇上げてとにかく勤めを果した。ところが「最早可相勤手段盡し果しこのまゝには舊來住馴れし大地に相離れ路頭にイミ候外無之旨一統申し飲食を打忘れて悲歎罷在」最早追々御參觀御交代之時節にも差掛候へば只今の姿にては御繼立御差支之儀へ眼前にて「云云とあり。その窮迫の狀を如實に見る心持がする。農村が天災にて困窮したるは誠に天災としてあきらむべきであらう。そしてそれについては御支配並に領主役場へ申し立て、見分を乞ひ「夫々多分の引方を申付られ」てもある。斯くの如き状態の下においてもなほ助郷課役はなからざるべからざりしもの、この爲めに農民は或は借金をし或は家財を賣拂ひ、甚だしきに至つては商賣道具の農具まで質に入れて金子を調達すといふに至つては、助郷農民の生活また窮れりといはなくてはならぬ。水害飢饉等の天災は誠に止むを得ない。然し乍らその災厄に惱める農民にして更に重大なる負擔たる助郷課役に應ぜざるべからざりしもの、誠に「最早相勤むべき手段つくし果し」て「このまゝにては住馴れし大地に離れ路頭にイミ候外無之由一同申し」「飲食をも打忘れて一同悲歎にくるゝもことわりである。

なほ同願書に曰く。

「……何卒御慈悲を以て前書之始末御賢察被下宿方之儀ハ百正百人之内御圍人馬三十人二十正引殘人馬七十人八十正之内宿人馬日々勤高人足四十人馬四十正宛被下、餘人馬三十人四十正宿付助郷を以て外宿並御定人馬相立候様御證文奉頂戴度右宿村願之通代助郷被仰付危急之大難御救被成下置御傳馬御用無差支相勤候様備へに御憐愍之御沙汰奉願上候」云々。

右については一端却下せられたが再應吟味之上二川宿へ先年に見合せ「人馬相減じ御定人馬持立難く及困窮候段無相違御座候」付とて「立人馬の内惣助郷餘荷被仰付」右之分定助郷并新規増助郷村々江引請可相勤」とて次の如くに定められてゐる。曰く。

一、御定人馬 百人百疋 二川宿

此譯

二十人二十疋 團人馬之分

五十七人五十八疋 是迄之通り宿加宿ニテ可勤分

二十三人二十二疋 惣助郷餘荷分

以上。

助郷方は前述の如くに七ヶ年の増助郷四ヶ村勤高八百八石を仰付けられてゐる。然し乍ら宿が免せらるゝことゝなつた餘荷負擔として新たに惣助郷にて二十三人二十二疋を課徴せられることゝなりし爲めに、宿は大ひに助かつたわけであるが、助郷の負擔は相對的にも絶對的にも増加することゝなつたのである。即ち右の訴狀に對する増助郷許可も實質的には助郷にとつては却つて簞蛇的結果におわつてゐる始末である。即ち「天保六年十月の二川宿助郷の休役願書」中に曰く。

「……高八百八石増助郷被仰付候得共宿方にて可立拂入馬之内江助郷を餘荷人馬二十三人二十二疋宛相勤候間人馬取調候處
申年（註）（文政七年）を巳年（天保四年）迄平均一ヶ年に高百石につき人足二百三十二人馬九十疋この分人足に直し四百十二人、午
年（天保五年）勤高百石付人足三百五十八人馬九十二疋人足に直し五百三十七人右十ヶ年平均勤高と差引候得ば却つて百二十

五人増勤めに相成困窮いよいよ増し村々離立行必至と難澁仕り……云々。と。

なほ天保年間(年次不明)における懇訴狀に曰く。

『凡そ家數右九ヶ村の内百七十軒及渡邊轉』と。又『人馬勤高十ヶ年平均一ヶ年ニ付二百六十二騎呼入高人足三萬六千九百八十七疋、外宿方餘擔二十三人二十二疋之分人足五千九百八十八人馬五千七百二十疋、但馬一疋ハ人足二人ニ代リ都合ハ高七万四千三百五十三人一分、高百石ニ付人足五百四十三人四厘ニ相當申候云云とも見えてゐる。

これを元祿七年當時における二人二疋又は享保六年『助郷人馬用法陳述書』による定助郷の勤高五十六人三十四疋と比する時、如何にしてか、膨脹の可能なりしやを疑はざるを得ざる次第であるが、前文に次で『小前一同悲歎仕り御傳馬勤已にて農業仕る間も無之自然と不作勝に相成其上潰門御年貢辨米辨役等多分に相掛り迎も此姿にては俱遺れに可相成……』といへるに由りて多少這間の消息を知り得るであらう。

『御傳馬勤已にて農業仕る間も無之』とか『迎も此姿にては俱潰れに可相成』とかの文字のうち、助郷制度の實施が年を追ふて農民の生活を壓迫し今や殆んどその頂點に達せしを想見し得るのである。たゞ時々々の天災が農民の困窮を大ならしめしものあることは勿論であるが、それにも拘らず人馬課徴數に毫も減少なく、却つて増大せるものなる事は前掲課徴數の示すところによりて明らかである。従つて農民が助郷制度の實施に如何に脅威的壓迫をうけ、その生活上に如何に大なる影響をうけしかは自ら明らかなるものありと思ふ。

二川宿助郷は更に天保六年休役願書を提出したが當路の役人見分の上『困窮之趣相違無之』も

願の筋は聞き届けに及ぶべき沙汰に非ずとて忽ちにして却下せられてゐる。然し乍ら助郷惣代「歸村之上御利解之趣村々江申聞候處右體の大難儀之儀付御傳馬休役奉願上候得共御沙汰無御座候ては逆も御傳馬御用難相勤此儘罷在候ては一同潰及退轉候外無之旨申愁傷罷在村々騒立」云々。と見ゆるが如く事態は漸く重大ならんとしてゐる。そこで助郷にては再度同年秋出府之上休役願書を提出した。その結果が翌天保七申年三月に至つて増助郷村々十二ヶ村増助郷高千五百石の許可があつた。然し乍ら實際においては助郷呼入高なるものは前掲人馬課徴數表に示すが如くに著しく増大してゐるので、この増助郷設定といふ事も徒らに助郷制度の弊の及ぶ範圍を擴大したる結果となりしのみで、古助郷の窮狀を救ふに足るものではなかつたのである。しかして一方には天災の脅威なほ去らず、しかも人馬課徴數は遞増の傾向を持続し助郷は實にいふべからざる窮狀におちいりしものである。即ち天保十一年提出の愁訴狀によれば天保七年以降の情況を窺ふに足るものがある。即ち「……右村々困窮仕り諸借財相嵩み粒々辛苦仕り候處」とのべ、『同年（註天保七年）八月十三日翌酉年八月十五日同十四日、打續兩年共古來稀成大風雨にて助郷之内渥美郡海邊十三ヶ村助郷高八千六百六十一石之處……凡て二百余軒退轉仕り』……最早術計盡果道路にイみ危難に迫り露命繋ぎ兼ね既父母妻子の見分けも無之様に成行き」とあつていよ々農民の生活は危険に瀕して來たのである。更に筆の跡をたどりゆけば我々はとほんど讀むに堪えない感がある。即ち曰く。「必至と難澁仕り逆も立引難相成哀至極之次第にて他持奉公或は乞食等に相成り村々夥敷人少なに相成その上辨米辨役等仕候付俱潰れに及び實に經營も難相成難當惑罷

16) 濱門の年貢、課役等を村として負擔する事を云ふ。

有』云云と。遂に農民の一部は乞食となり、又退轉の家數二百餘軒に及びしもの、もとよりこれが悉く助郷制度の影響といふのではないが、亦與りて力ありしやいふをまたないであらう。

助郷の窮狀かくの如き時にあたり『御大禮につき御通行多く如何ともなし難く戌(天保九年)二月又もや愁訴に及んだが取りあげられず』助郷備と當惑せしも及ぶべからず『村々一同申合せ家財を賣拂道具等質物に差出し金錢相調へ病人病馬并不足人馬多分の賃錢差出し雇立て作付怠り候得共、一同申合せ往還の御用御差支無之様相勤候得共……御役人馬相勤候儀にて自ら農業手廻行届不申』。かくてはいづれが本業かも判らぬ次第である。しかも一方農民は、當時において殆んど唯一の租税負擔者として遊閑徒食の武士階級を養はざるべからざる運命の下にあり、自ら米を産して米を食ふ能はず、行住坐臥一舉手一投足の末に至るまで極度の壓迫的干渉を甘受して極端なる最低生活程度に甘んぜざるべかりしもの、その百姓が『農業致す間も無之』といふ程に助郷課役の影響は大きかつたのである。愁訴状にもあるが如く退轉之者の勤むべき正租も亦課役も村中にてこれに當らなくてはならないのであるから、いはゆる『俱潰れ』になるおそれありしものであつて、さてこそ『只今之姿にては自然と及亡村候儀、眼前之儀』といふわけとなるのである。元來助郷々村に出役して賃錢をうくるは常法であるのに、かくして『人馬多分の不足』となれば、他より借金し、或は農具を質に入れてまでも不足之人馬を雇ふべく金錢を調達しなくてはならないのであつた。即ち『天保十一年増助郷願書』によれば午年(天保五年)より亥年(天保十年)に至る六ヶ年間に於て『人足六萬五千五百十七人買上代金九百三十五兩三分永三百七文四分(馬一疋は人足

二人に當り一人錢百文づゝ」と見えてゐる。天災その他により困窮の上に困窮を重ねてゐる助郷にとつて誠に重大なる負擔といはねばならぬ。『……右極難之上雇錢辨金仕^り實に困窮におち入り』といつてゐるのは、さこそとおもはるる。今「天保十三年寅五月、助郷人馬立辻諸入用仕譯帳」によれば（おそらく天保十二年位のもの一ヶ年分ならん）、『差引金千二百三十四兩二分永二百三十文二分』右、助郷二十六ヶ村を可取立候分。とあり参考の爲め掲ぐ。

(七) いはゆる助郷制度なるものの實施が農民の經濟生活に果して如何なる影響を與へたりしかば、以上を以ては、その一斑を察する事をうるであらう。この趨勢がなほ繼續せし事は諸種の事情より推して當然である。今幕末數ヶ年における状態が果して如何なりしかを一瞥して、維新における助郷制度の根本的變質に言及し、以てその終局に至りし事情を略述し度いと思ふ。

今例を東海道白須賀宿助郷にとつてこれを見るに、同助郷三河國渥美郡高塚村文久二年における『御傳馬諸色入用取締書上帳』によれば同村の高當時二百五十七石、家數僅かに六十五軒の一寒村であつたが、一ヶ年の高當りは人足二千七十七人、七となつてゐる。即ち高百石についておよそ人足八百人に達してゐる勘定となつてゐる。また驚嘆すべき數字であるを云はなくてはならぬ。この一事より見るも、天保以後においても、なほ大體人馬課徵數漸増の大勢にありしものなる事を知る。これ丈の課徵數に對して家數僅かに六十五軒の寒村が應じ得べからざるはもとより見易きところであるが、同書上帳の末尾によれば結局『高百石につき金九十六兩三分と永八十六貫八百九十三文』の負擔と見ゆる。又『出人足正勤分一千七百七十人』と見えてゐる。同年即ち文久二

年に同村提出の歎願書によれば、當時白須賀宿助郷三十四ヶ村の内十三ヶ村は、宿方近村組合を組織し正人馬を勤め、他の二十一ヶ村は遠村組合を組織して大御通行の時のみ人馬を出し常日は雇賃勤金を出してゐた。が然し助郷創始の時代より然りしものではない。即ち「御傳馬勤方の儀は往古起立の砌りは年に五兩二分にて不殘雇揚げ手輕に運び」ものであつた。然るに「御通行繁く賃錢夥しく相嵩み右に准じ請負候者も相絶え」るに至りし爲めに「手遠乍ら余議なく」出勤せしものである。然し乍ら「前日觸當途中に一泊、無益の失費し漸く當日相勤め」ても翌日は「逆も前夜歩行の勞れ」あることゝて「自然と田畑耕作も不行届」又「仕付けも取入れも旬日を違へ」生地の場所も草生茂」……と云ふ有様となつて農村荒廢は必然的とならざるを得ないのである。なほ同村は漁業をもさかんになせしものであつたが、漁舟も次第に乏しくなり血氣盛りの者課役に出づることゝて「偶々海而穩かの砌りも沖合諸魚見掛け乍らも」徒らに陸にあつて空しくこれを眺むるの止むを得ざりしもの。かくて「凶作」。「不漁」。「出役」。「雇料」等のために「衣類」。「家具」。「農具」。「漁具」。「漁船」等に至る迄或は質入れ或は賣却し果ては村退轉の者續出の勢となりしものである。

さて翌文久三年には將軍上洛があつたが、東海道白須賀宿助郷たる細谷村の記録¹⁸⁾によるにこの時の人馬課徴について曰く「……助郷村々十五以上六十以下の者不殘被召出御繼立仕り候」云々。是れ全助郷惣勤員である。しかして同年における白須賀宿提出の願書によれば、到底一宿助郷の人馬のみにては勤め兼ねるによつて「吉田宿、白須賀宿、二川宿の三宿助郷連合組合の上にて相勤度く」といつてある。即ち一人一疋當りの負擔をいはば三倍して課役を果さんとするので

ある。但しこの時の願書は今切の渡船場へ船稼の者を差廻すべき旨の達しがあつたためこれに關しての陳情書である。参考の爲めに掲ぐれば次の如くである。

〔前略〕。然るところ白須賀宿助郷高九千三百五十五石にて外宿と競べ候へば極小高右に準じ人馬至而尠く大御通行之時差支勝に付今般御上洛御通行被爲候儀ハ無此上御大切之義に付十五才以上六十才以下并ニ船稼の者に至る迄御用に相立候人別取調候處宿方にて人足四百人助郷村々にて人足二千人都合二千四百人ならでは御用に相立候も無之の類の御繼立宿助郷在人馬にては多分の不足迎も御繼立勸○○○。依之組合宿集合の上新居宿より二川宿迄三ヶ宿組合人馬を以て御差支不相成様漸く御繼立仕り候儀にて猶○○○爲遊候ニ付前同様集合之上吉田宿二川宿私共宿方三ヶ宿組合にて御差支不相成様御繼立仕候積り申合せ心配罷在候折柄御觸當之通り私共宿村々漁獵船今切渡船場へ相廻可申旨新居宿役人共より觸當候船數宿村々合五十艘一艘に付八人乗にて人數四百人相掛り宿村在人足數多分減少仕り宿方御繼立御差支に可相成ハ眼前之儀……云々と。

なほ又同年における同宿助郷村々役人提出の請書にも次の文字がある。曰く。

〔前略〕。村々人別十五以上六十以下御用に相立候者ハ指出者之儀ハ觸馬に至る迄不殘差出御用ニ相立候様仕可申就ては最早御先用御役々様方御通行被候ニ付人馬役の者共晝夜宿場へ相勤め、聊御差支不相成様可仕旨被仰付承知奉畏候。猶又御當日前後五里之間海岸付の村方ハ漁獵等は指留精々御役大切に相勤候様急度可申付……云云。

なほこの時における人足勤高その他に就て「御上落人馬繼立方仕清書上帳」なる文書によれば、多少數字に吻合せざるところあり、字義亦通じ難き箇所もあるが、次の如く見ゆる。即ち——摘録するに——。

「三ヶ宿助郷通り人足一千四百五十一人。

雇之人足一萬三千七百二十五人。

但雇賃平均一人ニ付永三百五十八文宛。

此賃金四千九百十三兩二分永五十文。

外判人取締井ニ兩具持等人足一千六百四十七人、

都合一萬六千八百二十三人。二泊三日掛』

なほ同文書には『新居宿より二川宿迄三ヶ宿合宿人馬雇賃取調』として人足夫食、焚出薪代、馬雇賃、馬士夫食、飼葉、糖、其他についての數字をかゝげてゐる。即ち曰く。

『人足夫食二百十石二斗八升五勺

此代金五百二十五兩二分永三十八文五分

但金一兩ニ付下白米四斗替ノ積、

但一人ニ付一食米二合五勺宛五度分

但一人ニ付一升二合五勺。』

『金二十七兩一分永八十七文四分

是ハ焚出薪代其ノ他諸人用米一石ニ付永百三十貫之積リ。』

『一、馬一千疋。

内馬五十疋 新居宿並ニ助郷共。

但ニ御通行多キに付自然相勞れ病馬弊馬弱馬之分相除〇ニ付御用可相立分。

馬百疋 白須賀宿并ニ助郷共

但ニ前同斷

馬十五疋 二川宿并ニ助郷共

但し前同斷

馬二百六十五疋

内馬八十疋

是ハ新居宿二十疋白須賀宿三川宿へ六十疋安置御用掛御先替並ニ諸家様御飛脚早浪等之御繼立之積リ

殘而馬百八十五疋

此分御繼送り御用ニ可相立分、

差引

馬八百十五疋 雇賃平均馬一疋ニ付永七百十八文積リ

此賃金五百八十五兩永百七十文。^(マ)

馬士夫食米十二石五升、

此代金三十一兩一分

俱金一兩ニ付下白米四斗替積リ

大豆五十石、

此代金百兩

但し金一兩ニ付大豆五斗替ノ積リ

此ハ馬一疋ニ付一度一升積リ五度分但一疋ニ付大豆五升宛

一金六兩二分

右焚出遊代其他請入用大豆一石ニ付永三十文積リ^(マ)

飼葉目方三千五百貫

此代金二十六兩三分永百七十三文一分

但金一兩ニ付日方百三十貫

馬一疋ニ付一度七百目銅葉五度分三貫五百目。

『糖五十石

此代金十七兩

但一升ニ付永三分五厘之積り

是六馬一疋ニ付五升宛、』

『人足寄小屋二百五十坪、建十ヶ所

代金一五〇〇。（坪）

但シ一ヶ所ニ付人足千五百人詰、

一坪ニ付六人割』

（以下略す）

メ金一千二十三兩一分永百十八文四分

二口合計金六千七百八十四兩三朱永三十八文三分

此六分通り凡金四千七十兩三分ト永百八十三文。

右新居宿ニ二川宿迄三ヶ宿宿舎宿人馬雇賃取調候處書附之通りに御座候以上。』

最幕末期に至つて所謂助郷免除歎願書の類は愈々頻々として提出されてゐる。それらの内容を點検することによつてこの期における助郷の窮状を知ることが得るが餘りに煩に過ぐる嫌あり且つ上述せし處を以て略しこれを盡したと信するが故に一々これをのべない。又幕府とても一々これを聞き入るゝべくもない次第であるから殆んど全部は却下せられてゐる。但し幕府といへども

決して無爲無策たりしものではない。或は賃錢割増、手當、貸付金、その他の對策を施したのであるが、殆んど瀕死の重態にある助郷々村に對して起死回生の妙薬とては存せざりしものであつた。

(八) 幕府の助郷窮迫に對する應急策としてとりしものに當分助郷なるものがある。一例を東海道吉田宿にとつて見るならば、慶應元年三州加茂郡四十九ヶ村及び同州碧海郡四ヶ村に對し當分助郷を命じてゐる。即ち合に曰く。

『近年御用御通行共差添人馬多入候間左之村々諸引高除之村高之内五分通りを以て當丑の三月より東海道吉田宿へ當分助郷申付候間右宿役人共より相觸次第左之村々組合申合惣代之者一人〇宿方へ差出し定助郷村々勸高へ打込割合人馬無滞可相勸者也。』

子十二月二十三日

信濃御印、

近江御印、

』

今これを見て氣付く事は助郷範圍といふ事である。この時の當分助郷は吉田宿より何れも七八里乃至十里以上を離れてゐる。そしてこれらはすでに他宿の助郷たりしものであつて、到底實際課役に出る能はざりものであつた。(吉田宿よりこれら當分助郷村々に至る迄の間尠くとも御油、赤坂、藤川、岡崎の四ヶ宿が介在してゐる)、即ち助郷の窮狀を救はんどの幕府の處置もたゞに舊來の助郷の窮狀を救ひ得ざりしのみならず徒らに全助郷農民の困苦を増大せし結果ありしのみであつた。もはやいはゆる『手明き村』といふ如きものなくあまつさへ既に一宿の助郷たるものが

なほその上に他宿の當分助郷として指定されしものである。即ち前記の令達にも『本文村々之内外宿へ代助郷相勤居候村方は勤高殘高の五分通りを以て可相勤事』と。

茲に注目すべきは勤高殘高の五分通りを以てといふ文字である。既に一宿の助郷たる村々が、その余力殆んど全く無き迄に負擔せしものなる事は上來のべ來りしところを以ては、明らかであるが、更に僅かに殘されしもの、『五分通り』を當分助郷として課せらるゝといふ事は、如何にも甚だしき重課であつて殆んど暴に近しいといふの外はあるまい。

しかしして何故にかゝる遠方(數宿を距てたる)の村々に當分助郷を命ぜられしかに就ては、いはゆる枕伏助郷の名稱がある。即ち當局者新らたに助郷を課せんとするに當り精密周到なる調査の如き諸村困窮の折柄これを行ふも殆んど實益がない。そこで机上地圖を擴げてその上に有り合せの椀を伏せて以てその範圍を決定せしものなりといふ。眞偽定かならずといへども當時の情況彷彿たるものがあるではないか。

斯の如き事が果して堪へうべき事なりや否や。今更喋々の言辭を要しないであらう。慶應度において各地に助郷騷動の勃發せし眞に故なきにあらずといふべきである。この期における助郷勤務の實況は頗る繁忙を極めしものであつて、夜どなく晝どなく『お役』が廻つて來て甚だしきに至つては早朝歸宅して未だ草靴の紐を解かぬうちに再び召集をうけるやうな事があつたといふ。前時代には課役を命ぜられしものはその日一日を勞役に服せしもの、如くであるが²⁰⁾幕末においては必らずしも然らざりしものと見ゆる。故にこの方面にても情勢一變せし事を見るに足る。

(九) 次に慶應三年における助郷騒動について一言するに、助郷方の言ひ分は宿方の奸曲及び村役人の非道を述べてゐるが、村役人の方は全く誤解に基き迷惑の至りと申立てゝゐる。理は何れにあるにせよ、根本は助郷制度の時勢と共に益々虐政たるに至るものなる點に禍根存するはいふ迄もない。卑見を敢てすれば當時實權漸く衰へしといへ、當局に對して暴舉に訴ふることは、多年の奴隸的生活に馴れたる農民のなほいさゝか躊躇するどころがあり、よつてその憤激の餘端が宿役人及び村役人に及びしものではあるまいか。今この事件を報じたる、龍雨(後に券山と稱す畫家江戸にあり)宛の文笠(儒者吉田にあり)の書簡の一節を見るに曰く。

『前略。當方も去年頃、大亂起り：：元來御通行多にて諸役人用其他通行も六ヶ敷相成候ニ付先づはじめ牛久保花井寺下まで百姓二千人餘り寄集り其人數領主へ願の筋申出ル心組にて追々下地邊へ参りほらがい吹き立て大〇〇上聖嚴寺門前へ参候ニ付御上より御心配にて取しづめ御出役御座候處石瓦投打誠ニ文面にて申聞は盡し難し：：其の歸り掛り山下岐文宅を打破り下五井喜左衛門打破り追々吉田宿場に出候惣代役の人家十五六軒も打こわし：：此節山下岐文御上より聖嚴寺に預け人に相成尤も組合預けの處預るもの無之ニ付丹那寺預けに相成候。：：如何相成候哉心配仕り候。何分大勢の郡中故〇にのらず甚兩候。：：街道筋龜山宿、所々騒動有之中に吉田宿三番目位の騒動と申事、定めし關東に相聞候哉。後便に承り度く候。』

三月二十八日

以上。

(一〇) 慶應三年十月に至り幕府は令して各驛助郷及び當分助郷の課役を解いてゐる、然し乍ら實際において必要なるものを、たゞ令して以てこれを止むる事を得べくもないのは當然であらう。そして『慶應四年御傳馬附留帳』の如きも存在してゐるのである。

明治元年に至つて海内一般に助郷課役を命じてゐる。こゝにおいて助郷範圍の擴大といふ事は

21) (驛選志考證429頁)なほ勸殘りの助郷は勸め埋むべき事を命ぜり

22) 同書、439頁、

正に徹底してゐるのである。しかししてこはゆきつくところまでそれがゆきついたといふべく、やがてそはこの助郷制度なるものが全くその内容を異にし、全然その當初の本質を失ひたるもの、換言すればいはゆる助郷制度なるものはこゝにその姿を没したるものといふも敢て過言ではあるまい。こゝに至つては助郷制度は、言ひうべくんば一般負擔と化してゐる點において一種の租税となつてゐるのである。即ち明治四年における助郷廢止に先つてその實質はすでに失はれたと見るを得るであらう。

今明治元年御一新における助郷組替の結果を述べんに、この時の助郷はもはや在來の助郷とはその性質を異にしてゐるから或は助郷と呼ぶことそれ自身が矛盾でもあらうか。この時において助郷の範圍が著しく擴大されてゐるのはその趣旨より見て當然である。今東海道(遠江國)白須賀宿²³⁾の助郷を見るに三河國渥美郡において七十一ヶ村、同八名郡において三ヶ村、同設樂郡において三十七ヶ村同加茂郡において二十八ヶ村、同幡豆郡において十三ヶ村、更に紀伊國名草郡において五十ヶ村、以上を合計すれば實に二百二ヶ村に及ぶ。しかししてその宿所在國たる遠江國にはこの宿の助郷は一ヶ村もない。これを天保前後における同宿助郷三十四ヶ村、更に享保十年における十五ヶ村と比する時、更には又遠く海をへだて國をことにせる紀伊國に及んでゐる事は既にその實質を全く一變せしものなることを物語る。又同年改正による東海道三河國吉田宿²⁴⁾附屬助郷は同國渥美郡において四ヶ村、八名郡において七ヶ村、寶飯郡において二十七ヶ村、設樂郡において百十三ヶ村加茂郡において四十五ヶ村、紀伊國においては八十五ヶ村合計二百八十一ヶ村に

23) 白須賀宿助郷帳
24) 當時の斷簡による

及ぶ。助郷範圍のこの大擴張と共にその課徴も亦全く一變してゐる。即ち曰く。

『今般 御一新に付而宿助郷共組替被仰付候間當辰之年五月より來る巳年五月まで中一ヶ年の間左之村々諸引高除之變高之内四分通りを以て白須賀宿に、附屬御用無滞相勤可申者也

八月、驛廻御役所

遠州濱名郡白須賀宿、

三州澁美郡……(村名前出)

……

右村々庄屋組頭共 』

然し乍らその實際上の必要よりして(或は又從來の勤不足等の名儀によりて)課役が全然廢止せらるゝに至らざりし事は當然である。九月十二日の御布告に曰く。²⁵⁾

『助郷は天下の公課に候處亂役等を以て種々申立候村邑も有之右、奉朝廷恐入候次第に候。然る處領主支配添書相認め爲致歎願候向茂有之心得違の事に候。尤難澁の村々者甲乙御取調之上減役除免可被付旨御布告も有之候得共即今一同ニ申立候ては御組替の妨礙に茂相成自然御治制相立兼諸道一般の難儀に立至候儀大小緩急之次第深く相辨へ縱令領分支配の内難澁の村邑有之候得共退々御取調に相成候迄他村並の郷役相勤候様府藩縣において相當の手當致置き眼前諸道の難澁相掛御用辨致候様一同承知共々盡力可有之事』云云、

ついで新政府による陸運會社の設置となり明治四年助郷は廢止せられ、茲に助郷農民の重荷は撤せらるゝ事となつた。この變易が徳川氏を中心とせる封建社會の崩壞延いて又幕府の重要政策たりし參觀交代制度の廢滅によりて可能づけられしは勿論であるが、しかも又因果の關係にある

25) 見開明治錄參照

交通の發達と社會經濟文化の進展とは、一方に政治的に從來の割據的なりし封建制度の社會より中央集權的近代日本を生むと共に、經濟的には諸侯領地の領域的經濟社會より國民經濟社會を蟬脱せしめしもの、現實社會におけるこの推移なくてはこの變易は企つるも殆んど無益であつたであらう。時代は飛躍するが如くにして決して飛躍しない。おもへば二百年の永きに亘る我が助郷農民の困窮苦惱悲慘を極めたりし生活は、この社會變易を招來せしむるにおける悲しむべき犠牲であつた。

結 言

『徳川幕府交通政策の一端としての助郷制度の實施が當時の助郷農民の經濟生活上に果して如何なる影響を與へたか』右に就て頗る粗笨乍ら貧弱なる資料に基いて若干の考察をなした。上來述べしところ自ら結言を胚胎するが故に、敢て茲に繰返すを止めて助郷制度そのものに就て愚見をのべて結言に代へる。

學者或は助郷制度を以て徳川幕府惡制度の一たるをいふ。その結果よりしてこれを見る時とより然り。この事に就てはいさゝか本論に於て考察せし如くである。然し乍らその動機よりしてこれを見る時は、當時の爲政者はその創始の當時において果してかくの如き結果を見るべきを豫見したりしや大なる疑問であらう。しかも一度これを施行するや、文明の進歩交通の發達の爲に遂に全く欠くべからざる制度と化し去りしものである。幕府もとより助郷諸村の困窮を熟知して

1) 瀧本誠一博士「明治初代の經濟政策」大正十年十月「解放」特別號、明治文化の研究91頁參照

ゐたが、これに代るべき良案遂になく連綿二百年幾多の維持策を講じ頻々たる免除或は休役の申請をしりぞけつゝ辛うじてこれを維持せしものである。

抑々徳川幕府は參覲交代制度の確立を以てよく諸侯を統御し、以てその中央集權的封建社會の維持存続をはかりしものであるが、いづくんぞ知らんをが一方において述職諸侯をして奔命に疲れしめ、その財力をつくさしむると共に、他方においては交通の發達は文化の傳播を招來せしめ、貨幣經濟の普及を助長し、従つて又商工業の發展に資するところ大に、勞々以て國民經濟成立の勢を馴致せしものである。而もこの事たるや一方において農民の窮乏を來すこと大に、米道ひを以て立つ封建社會の根據を一は外部より他は内部より覆すの結果に立至つてゐるのである。又誠に奇しき因縁なるかな。

およそ如何なる社會制度であつても制度そのものとして之を見るならば無意義なるものはない。幕府の限りある財力を以てして、ひとり宿驛の保護助成にのみ全きを望み得たであらうか。世の泰平文化の進展に伴ふ交通量の増大に對して、この事は全く望み難きこと、いはねばならぬ。助郷制度の如きもその創始當時にありて、現實どりうべき最良の方策であつたであらう。然もかゝる制度をさらざるべからざるに立至りし事情そのもの、裡には、必然的にかゝる制度を否定すべき内在的矛盾の契機の存せしものである。私は本稿を終るに當つてたゞひたすらに時代意識の餘りにも根強きものなる事に驚異の眼を盱るのみである。